

要 望 書

(日本弁護士連合会)

(滋賀弁護士会)

平成25年2月

大 津 市

いじめ対策の推進に係る要望

平成 23 年 10 月に自殺した大津市立中学校 2 年の男子生徒に対するいじめの事実関係を調査し、自殺の原因、学校及び教育委員会の対応について考察するとともに、再発防止について審議するために本市が設置した「大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会」の報告書が平成 25 年 1 月 31 日に同委員会から本市に対して提出されました。

つきましては、今後のいじめ対策の推進に関し、以下の項目についてご検討頂けますようお願い申し上げます。

記

1 学校・教育委員会の危機対応について

調査報告書（201 ページ）によると、危機状態への対応について、「（学校に）危機状態が生じた場合には、その問題が生じた学校は、対応に追われてしまい、混乱の中にある。そのため、教育委員会は、混乱状態にある学校を支援していくことが急務であり、適切な対応をするためには、学校問題支援チーム（危機管理チーム）を設置することが必要である。」、「教育委員会は、学校問題支援チームを結成し、組織的に対応できるようにすることが重要である。」、「公正で客観的な調査を実施するためには、スーパーバイズを行う者として弁護士等の専門家を配置し、徹底した事実調査ができるような体制をとっておくことが重要である。」とされています。

また、調査報告書（202 ページ）によると、危機対応への平時の体制作りとして、「緊急事態に備えて、学校及び教育委員会に調査チームなどの担当体制をあらかじめ決めており、シミュレーションを行うことによって事態に対応できるようにしておくべきである。その上に、日頃からこうした事実究明のエキスパートによる研修を受けるとともに、実際に事態に対応するための指導を仰ぐようにすべきである。たとえば、地元弁護士会と連携して研修を実施するとともに、緊急事態時には助力を依頼するような関係を維持しておくことも考えられる。」とされています。

重大ないじめ事案に対する危機対応はもちろんのこと、学校が直面することが想定される危機状態への対応を万全のものとするため、教育委員会に学校を支援するための「学校問題支援チーム」を設置することは重要であると考えております。本市においても、このような組織の設置を検討しているところであります。そこで、調査報告書の指摘にありますように、教育委員会におけるこのような危機対応に係る体制整備にあっては、弁護士等の専門家が重要な役割を果たしますことから、弁護士会との連携をお願い申し上げますとともに、緊急時の弁護士の派遣及び弁護士による研修の実施等につきまして、ご協力・ご支援頂けますようお願い申し上げます。

2 二重三重の救済システムの整備について

(1) 教員以外の専門的スタッフとしての弁護士

調査報告書（211 ページ）によると、「教員のみにいじめの発見と対応を託すことには限界があると言わなければならず、学校以外にもいじめに苦しむ子どもの実効的で迅速に動くスタッフや救済機関が必要である。」、「いじめの周辺の子どもたちが、安心していじめからの救済を訴える窓口が必要である。」、「いじめを発見し、且つ、いじめの解決に向けて介入するには、高度の専門的知識と経験を要するものである。適正な人材とはそういうことをいうのである。」、「そうした活動をするためには、学校からの独立性とともに調査に関する権限が付与される必要がある。」とされています。

今後、いじめの早期発見から解決に至る過程において、教員等の学校関係者のみに限った対応をするのではなく、高度の知識と経験を有する専門的スタッフを登用した、いじめに関する救済システムを学校から独立して構築することが必要となります。その中核を担う人材を構成するのは、弁護士及び教育学や心理学を専門とする有識者等であると考えております。

本市においても、前記の「学校問題支援チーム」や後記の「第三者機関」の設置を含め、救済システムの構築に向けて、弁護士をはじめ専門的スタッフの積極的な登用を検討しております。本市におけるいじめに関する救済システムの構築に際しましては、弁護士の参画・派遣など弁護士会として積極的に支援していくだきますようお願い申し上げます。

(2) 弁護士の活用（スクールロイヤーの制度化）

調査報告書（212 ページ）によると、「緊急且つ適正に、いじめ被害者をサポートするために専門家が必要である。その専門家は日常的には学校現場と距離を置くこと、すなわち独立性も必要である。その内容は被害者のサポートだけでなく時に加害者との間に介入する必要もあり、アクティブな役割が求められる。弁護士は、個人から依頼を受けて紛争解決を業とする専門家であり、こうした役割を担うことができる能力がある。そして、弁護士の中でも、非行等の分野で子どもと多く接点を持つ弁護士は子どもの心理に対し一定の理解力があり、一層適正を有すると考える。」、「重大な結果、つまり犯罪行為が生じてしまう前に法的観点からのアドバイスをするという意味で、司法関係者、特に弁護士へのアクセスを充実させることが必要である。」とされています。

いじめ被害者へのさまざまなサポートや、いじめられた生徒といじめた生徒との関係調整など特殊かつ困難性の高い活動であり、十分な知識や経験を有する弁護士が学校とアクセスすることは効果的であると考えます。地方公共団体と弁護士会とが連携し、いじめ事案に対処することは重要であるとの認識から、本市でも、今後、学校における弁護士の受入れについて検討を加えて参りますので、弁護士会におかれても学校での教育活動への弁護士の参画などの体制づくりについても検討していただきますようお願い申し上げます。

(3) 第三者機関の設置

調査報告書（212 ページ・214 ページ）によると、「いじめ被害者の救済システムは学校外にも設けられる必要がある。」、「いじめを受けた子どもは、常に教員や親に救済を求めるわけではない。激しいいじめを受けた子どもは復讐を恐れるなどして誰にも話さない場合が多いと考えられる。また、周辺でいじめを目撃した子どもも同様である。さらに、一旦教員らに告げても有効な対策を取られないと引き続きいじめに晒されるということも稀ではない。」、「学校外に子ども自らが救済を求めることができる第三者機関が是非でも必要である。その機関は申立てに係る子どもの情報の守秘と身辺の安全を保障しながら救済及び権利回復に向けて迅速に活動し、提言を行わなければならない。」、「要するに、子ども権利侵害の保護、回復をするために独立した権限と財源を有し、その職務を果たすに相応しい人材によって構成された機関（人権委員会又はオムブズマン機関）の創設が求められている」とされています。

今後、本市においては、条例に基づく常設の第三者機関を設置し、その委員構成として、弁護士、学識経験者、臨床心理士からなる組織とする予定をしております。第三者機関の設置について、弁護士の派遣をご依頼する際には、弁護士会を通じて円滑に弁護士が第三者機関の委員に選任されますよう、ご配慮をお願い申し上げます。

(4) 「修復的司法」による解決

調査報告書（214 ページ）によると、「いじめに対し国、都道府県がどのような姿勢で臨むべきかについて様々な見解がでているが、何よりも重要なのは、いじめを受けた子どもの迅速な権利救済とその回復である。子どもから見ればいじめられた状態からの救済を求める権利の確立こそが最優先されるべきである。また、その周辺で仕返しへの恐怖の中でただ傍観せざるを得ない子どもたちに、他者の権利侵害の救済のために安心して申し立てられる権利を保障することも重要である。」、「いじめをする側も同じく子どもであることに十分な考慮が必要である。」、「いじめた子どもたちはこころの底から反省して謝罪し、これを受け入れて初めて、いじめられた子どもは恐怖を克服し、自分への自信と自尊を回復していくのである。こうした紛争解決モデルとして、司法の分野における『修復的司法』の解決モデルが参考となる」、「子ども間のいじめの事案において、従来の司法的対応と並行して、関係修復的努力を継続的に行うことは、最終的には当事者の救済に結びつくのではないかと考える。」とされています。

将来に向けて、いじめの事案について、訴訟による解決だけではなく、終局的目的を当事者間の関係修復とする「修復的司法」による救済も可能となるよう、先般、国に対しても検討を提案させていただきましたところであり、日本弁護士連合会におかれましても、ご検討頂けますようお願い申し上げます。

3 いじめと司法について

(1) いじめられた側と弁護士

調査報告書（214 ページ）によると、「いじめが起こっている場合、いじめられている本人が、その事実を認め、誰かに話をすることはなかなかないことから、いじめの発見が遅れ、取り返しのつかない事態になって初めて明るみに出ることが多い。」、「いじめの被害を訴えるためには、匿名での訴えを受ける受け皿がある必要がある。・・・重大な犯罪、つまり犯罪行為が生じてしまう前に法的観点からのアドバイスをするという意味で、司法関係者、特に弁護士へのアクセスを充実させることが必要である。」、「弁護士が関与する意味合いとしては、まず、いじめのうち、特に犯罪につながるような事案（たとえば、暴行、傷害等）については、時系列による事実関係（いつ、どこで、誰から、どのようなことをされたのか。）の把握が極めて重要であり、弁護士であれば、事実関係を正確に聴き取り整理することに長けており、問題点を的確に把握することができることが挙げられる。」、「継続的に弁護士が関わることで、法的観点からの助言を受けることができ、その助言に従い、保護者が、学校、教育委員会、相手方に対して交渉を行ったり、場合によっては弁護士が代理人として行動を起こすことにより、早期に適切な解決がなされるようになり（弁護士が直接交渉に赴く場合には、学校、教育委員会は本人が交渉する場合に比べて話を聴いてくれる場合が多いようである。）、いじめられた側の精神的負担が解消されることも挙げられる。」、「弁護士会は、各都道府県に存在しているところ、・・・子どもの権利を守るという視点から、「子どもの権利委員会」を中心に、子どもの権利擁護のために法律相談が行われている。・・・大阪弁護士会は、子どもの権利委員会が中心となり、『子どもの人権 110 番』と銘打ち、少年事件を数多く担当している弁護士が、子どもに関する相談（いじめを含んだ学校内のトラブルなど）を受けている。特に、毎週水曜日の午後 3 時から 5 時までの間は、3 名の弁護士（そのうち 1 名は少年事件を数多く手がけて、他の 2 名をサポートすることができるスーパーバイザー的存在の弁護士）を待機させて、無料の電話相談に応じている。・・・この電話相談は、子どもからのみならず、保護者など関係者からの相談も受け付けている。深刻な事案については、電話による相談だけに止まらず、引き続いて細かいアドバイスをするために面談による相談を行うこともある。・・・場合によっては、引き続き代理人として、関わるケースもある。」、「平成 24 年 4 月以降の 5, 6 か月間で、全国の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で認知されたいじめの数は、14 万 4000 件余りになったという報告がなされていることに鑑みれば、いじめられた側が弁護士にアクセスできているケースは極めて少ない。」、「今後は、制度の存在を市民の皆さんに知って頂くため、弁護士会が広報活動を通じて広めていくことが急務である。そして、弁護士会は、相談に対応する弁護士の

育成及び聴取技術等の向上（短時間の電話相談の中で、何がどのように問題なのかを的確に把握して助言し、また、継続的に相談を受ける必要のある事案を面談につなげるようにするなど）のために、研修制度を導入し、充実させていくことに努めるべきである。」とされています。

調査報告書が指摘するように、いじめ事案の早期発見から解決に至る過程において、弁護士がいじめの初期段階から継続的に関わることでいじめの早期解決がなされるとともに、いじめられた側の精神的負担の軽減も図られることが期待されます。
このような取り組みに参画していただく弁護士の充実・拡大を図っていただきますようお願い申し上げます。

さらに、子どもの権利擁護のための相談支援体制について、いじめられた側の子どもや保護者が弁護士に対して容易にアクセスできるよう積極的な広報に取り組んでいただくとともに、このような相談支援に従事していただく弁護士の資質向上のための研修制度のさらなる充実を図っていただきますようお願い申し上げます。

(2) いじめたとされる側と弁護士

調査報告書（216 ページ）によると、いじめたとされる側が抱える状況について、「いじめたとされる側もいろいろな悩みを抱えていることは明らかである。いじめをしてしまったが相手方とどのように交渉すればよいのか（示談や関係修復など）、学校や教育委員会からいじめと判断されたものの、その判断に納得いかない場合など、早急に適切な対応が必要であるが、どこに相談に行けば良いのかという問題などが生じているはずである。・・・このような場合、早期に弁護士に相談することで、法的な問題が明らかとなり・・・対応が可能となる。」、「弁護士とつながる必要性があるにも関わらず、その体制は十分であるとは言いがたい。いじめたとされる側も利用できるということをもっと弁護士会が広報していく必要がある」とされています。

また、いじめたとされる子どもの今後の処遇について、「いじめ行為が、犯罪行為に該当する場合には、家庭裁判所での審判が行われることになる。その場合には、少年の権利擁護とともに、少年の健全な育成を期し、性格の矯正及び環境の調整に関わる必要がある。これを実現するためには、まず、子どもに寄り添いじっくりと話を聴いた上で、子どもの抱える問題点と一緒に考えていくことで、子どもに自分の問題点（何故、一定の人間関係のある者に対して、暴行、傷害、強要、恐喝、脅迫などをするようになったのか。）について気付きを与え、その立ち直りを全面的に支えていくことが必要である。その上で、保護者、学校、職場、地域などに働きかけことで、子どもの戻って行く場を健全育成に資する場にしていくことが求められる（子どもは必ず再び社会に戻ってくる存在であることを忘れてはいけない。）。このようなことができるのは正に弁護士である。」とされています。

さらに、子どもが司法手続きに付された場合に弁護士が付添人として活動を行つ

ている状況について、「子どもが司法手続きに付された場合に弁護士が付添人として子どもを支える活動を行うことは論を待たないところであるが、現実の場では、弁護士が付添人として付されているケースは多くない。現在、身体拘束を受けている子どもに対する国選付添人制度の拡大が議論されているところであるが、その拡大は勿論のこと・・・さらに、身体拘束を受けていない子どもに対しても、弁護士が付添人として付く制度として確立していくことが必要である」、「いじめ事案の場合には、いじめたとされる子どもが、身体拘束されているケースはそれほど多くないと思われることから、そのような子どもに対しては、何らサポートがなされないままに社会へ復帰し（多くは学校に復帰）、あるいは復帰できずにいるようなことがあるのではないだろうか。」とされています。

調査報告書が指摘するように、いじめたとされる側に対しても、子どもの健全育成の観点から、弁護士によるサポート体制が整備されますよう弁護士会において支援をお願い申し上げます。

また、身体拘束の有無にかかわらず、子どもに対して弁護士が付添人として付く制度の確立についてお願い申し上げます。

(3) 弁護士会による広報の充実

調査報告書（217 ページ）によると、「いじめられた子ども、いじめたとされる子どもの双方ともに、弁護士へのアクセスは重要である。弁護士へのアクセスを容易にするためには、各弁護士会が、弁護士会で『子どもに関する相談』を行っていることを、もっとアピールしていくべきである。その方法として、そのような取り組みをしていることをマスコミと連携して広報することが考えられる。また、パンフレットを作成し、各学校の全ての子どもに配布することも一案である。さらに、弁護士は敷居が高いと言われていることから、直接子どもに話しかける機会を作るため、弁護士が学校を訪問して講義をする、いわゆる『出張授業』を多く実践していくことが必要ではないだろうか。出張授業は、弁護士へのアクセスを容易にするだけに止まらず、法律の専門家が、いじめによって、いじめた側、いじめられた側の双方とも大きく傷つくことになることを、事案を通して触れることで、教員が行う授業とはまた異なった視点から、子どものこころに届くものがあると思われる。」とされています。

これまで述べてきましたように、いじめ対策の推進について弁護士が果たす役割が大きいことから、弁護士会において各地域で積極的な広報活動を行っていただくとともに、本市のいじめ対策に弁護士が参画する態勢を整えていただきたい存じます。その際には、報告書において提示されました様々な方策をご参考にしていただくとともに、日本弁護士連合会が中心となって、マスコミとの連携や各弁護士会が円滑な広報活動に資するよう配布物の作成その他の支援をしていただくことをお願い申し上げます。

また、調査報告書の指摘にありますように、児童・生徒が弁護士から直接お話を聴くことで、弁護士を身近な存在と認識するとともに、いじめによっていじめられた側だけでなくいじめた側も傷つくことなど、さまざまな事案を通していじめを理解するためにも、本市において弁護士による「出張講座」を企画したいと考えておりますので、市立学校への弁護士のご出講につきまして、ご配慮をお願い申し上げます。

4 第三者委員会の在り方と弁護士の役割について

(1) 第三者委員会委員の選任手続

調査報告書（225 ページ）によると、「委員会は、公正・中立・独立の観点から調査し、意見を述べる機関である。よって、委員選任手続の公正さは委員会活動の死命を決すると言わなければならない。第三者委員会の委員は、当該学校、教育委員会とは無関係であることが最低限の条件である。」とされています。

今般、本市に設置いたしました大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会（以下「第三者調査委員会」といいます。）の委員は、本市とは無関係の2人の弁護士（大阪弁護士会及び兵庫県弁護士会の所属）及び4人の有識者を選任いたしました。今後、第三者委員会を設置するに際して弁護士の登用に係る要請がありました場合には、第三者委員会の公正・中立・独立の観点から、弁護士の派遣につきまして、ご検討頂けますようお願い申し上げます。

(2) 第三者委員会の調査活動

調査報告書（226 ページ）によると、「委員会の活動の中で最も重要なのは、調査活動である。その中心は大量の資料の熟読・整理、関係者からの聞き取りを行った結果の整理・分析、資料と聞き取り結果の整合性の検討である。・・・本委員会では、市長から委嘱された弁護士、学者といった調査員が困難な分野の資料整理・分析作業を担った。・・・充実した委員会の活動にはこうした優秀な調査員は不可欠であり、今後の第三者委員会の設置に際してはこうした調査員スタッフの必要性を前提とすべきである。結局のところ、委員会、調査員、事務局が連携することが充実した委員会活動につながる」とされています。

今般、本市に設置いたしました第三者調査委員会におきましても、4人の調査員が上記の調査活動を担ったところでありますが、そのうち3人は大阪弁護士会に所属する弁護士であり、これら調査活動が委員会の円滑運営に大きく貢献いたしました。第三者委員会の運営に際しては、委員会の委員はもとより、このような調査員の選任・派遣につきましても、特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、ご参考までに、大津市において、ご遺族と合意の上、第三者調査委員会を設置した際に制定した「大津市附属機関設置条例」及び「大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会規則」を添付します。

平成25年2月15日

日本弁護士連合会会長 山岸憲司様

滋賀弁護士会会长 荒川葉子様

大津市長 越直美



大津市公報

市 章

平成24年10月11日
号外(第49号)発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 条 例	
49 大津市附属機関設置条例	1
○ 規 則	
111 大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会規則	2

条 例

大津市附属機関設置条例を公布する。

平成24年10月11日

大津市長 越 直 美

大津市条例第49号

大津市附属機関設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は他の条例に定めがあるものほか、執行機関の附属機関を別表のとおり設置する。

(担任事項等)

第2条 附属機関の担任する事項、委員の定数及び委員の構成は、別表に定めるとおりとする。

(委嘱等)

第3条 附属機関の委員は、別表の委員の構成欄に掲げる者のうちから、当該附属機関の属する執行機関が委嘱し、又は任命する。ただし、同表の委員の構成欄の規定により、執行機関が行う委員の公募に応募した市民のうちから委員を委嘱する場合において、当該公募を実施しても応募者がなかったとき、又は適任者がなかったときは、公募によらず、市民のうちから委員を委嘱し、又は執行機関が行う委員の公募に応募した者のうちから委員を委嘱しないことができる。

(委任)

第4条 前2条に定めるものほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項については、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表市長の部大津市庁舎整備計画検討委員会の項の規定は、規則で定める日から施行する。

別表(第1条、第2条関係)

附属機関の属する執行機関	名 称	担任する事項	委員の定 数	委員の構成
市長	大津市庁舎整備計画検討委員会	現庁舎の敷地を活用した庁舎の整備計画を策定するために必要な事項について調査審議すること。	10人以内	学識経験を有する者、市民団体から選出された者、福祉に関する団体から選出された者、事業者団体から選出された者及び市長が行う委員の公募に応募した市民
	大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会	平成23年10月に自殺した市立中学校2年の男子生徒に対するいじめの事実関係を調査し、及び自殺の原因、学校の対応等について考察するとともに、再発防止について青少年の健全育成の観点も踏まえて審議すること。	6人以内	学識経験を有する者で、本市と利害関係を有しないもの

規則

大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会規則を公布する。

平成24年10月11日

大津市長 越直美

大津市規則第111号

大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号）第4条の規定に基づき、大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会（以下「第三者調査委員会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 第三者調査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 平成23年10月に自殺した市立中学校（以下「本件学校」という。）2年の男子生徒（以下「本件生徒」という。）に対するいじめ（以下「本件いじめ」という。）の事実を含め、本件学校において本件生徒に何が起きたのかを明らかにすること。
- (2) 本件生徒の自殺の原因について考察すること。
- (3) 第1号によって明らかになった事実に対して、本件学校がどう対応したのか又は対応しなかったのかを明らかにし、本件学校及び本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の自殺後の対応が適切であったかを考察すること。
- (4) 前3号によって明らかになった事実及び考察から、いじめ、自殺、自殺前後の学校及び教育委員会の対応について、本市の子どもが健やかに生きるための環境整備の視点も踏まえた再発防止に関する提言（以下「本件提言」という。）を行うこと。

(定義)

第3条 この規則において「いじめ」とは、文部科学省の定義する「当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」をいい、いじめの起こった場所は、学校の内外を問わないものとする。

(委員の役割等)

第4条 第三者調査委員会の委員は、調査方針を決定し、第7条に定める調査を行い、明らかになった事実を考察する等の役割を有する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から第9条第1項の報告が終了した日までとする。
- 3 第三者調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(第三者調査委員会の中立性、公正性)

第5条 第三者調査委員会は、調査によって明らかになっていく事実にのみ誠実に向き合うものとし、中立かつ公正に調査を行う。

(会議)

第6条 第三者調査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 会議は、原則として非公開とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第三者調査委員会は、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項以外の事項を審議する場合にあっては、委員長が会議に諮って必要と認められる者に対して会議を公開することができる。

(調査)

第7条 第三者調査委員会は、第2条各号に掲げる所掌事務（以下「所掌事務」という。）を遂行するために必要な範囲で次に掲げる方法により調査を行うものとする。

- (1) 教育委員会の委員、教育委員会事務局及び本件学校の職員（過去に教育委員会事務局及び本件学校に勤務していた者を含む。）並びに本件学校の生徒及びその保護者等（以下「調査対象者」という。）から事実関係や意見等に関する陳述、説明等（本件学校その他の関係する現場における説明を含む。）を求める。
- (2) 調査対象者に対して、文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等を求め、又は本件学校その他の関係する現場において資料の確認若しくは説明を求める。

- (3) 関係団体に照会して必要な事項の報告及び協力を求めること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、所掌事務を遂行するために必要となる協力を調査対象者又は公私の専門的機関に対して求めるこ。
- 2 第三者調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、調査対象者が未成年者であるときは、当該調査対象者及びその保護者の同意を得た上で、その心情に配慮し、適切な措置を講じなければならない。
- 3 本件生徒の遺族と本市との間で訴訟が係属中であることに鑑み、本市の訴訟に関する検討又は決定に関連する事項は、第三者調査委員会の調査対象から除外する。
- 4 教育委員会の委員、教育委員会事務局及び本件学校の職員その他の本市の職員は、第1項に定める調査に協力する。

(調査員)

第8条 第三者調査委員会は、所掌事務を遂行するために必要な調査を行わせるため、調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、本件いじめの調査に必要な学識経験その他専門性を有する者で、本市と利害関係を有しないもののうちから市長が委嘱する。
- 3 調査員は、第三者調査委員会の指示により、当該委員会の行う調査を補助し、業務を終えたときは、書面により速やかに第三者調査委員会に報告する。
- 4 調査員には、別表に基づき謝礼及び旅費を支給する。

(報告及び公表)

第9条 第三者調査委員会は、所掌事務に係る調査及び審議を終えたときは、報告書(以下「本件報告書」という。)を作成し、市長に対して報告する。

- 2 第三者調査委員会は、所掌事務についての結論及びその結論を導く根拠となった資料並びにこれらの資料により結論を導くに至った判断過程を、本件報告書にできる限り詳細かつ明確に記載するものとする。
- 3 市長は、第1項の報告を受けたときは、速やかに本件生徒の遺族及び教育委員会に対して報告する。
- 4 市長は、本件報告書を、速やかに公表する。ただし、公表に際しては、プライバシー保護のため、関係法令の趣旨に照らし、必要な配慮をしなければならない。
- 5 市長は、本件報告書を公表したときは、市長の権限の範囲内において、本件報告書の内容を踏まえ、本件提言を実現するために必要な措置を講じるよう努めるものとし、当該措置を実施する権限が教育委員会の権限に属する場合にあっては、教育委員会に対し、当該措置を講じるよう要請する。

(事務局)

第10条 第三者調査委員会の事務局は、総務部に置く。

- 2 事務局は、次に掲げる事務を処理する。
- (1) 議事録その他の関係資料の調製
 - (2) 第三者調査委員会の会議日程の調整
 - (3) 第三者調査委員会の会議場所の確保
 - (4) 第三者調査委員会の運営に必要な予算の管理
 - (5) その他第三者調査委員会の調査、会議等の活動に関し必要な事務
- 3 事務局の職員は、常勤の職員をもって構成する。

(守秘義務)

第11条 委員及び調査員は、第三者調査委員会の調査、会議等の活動に関連して知り、又は知り得た情報について秘密を厳守し、これを開示し、又は漏洩してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、第三者調査委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が第三者調査委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第8条関係)

- 1 調査員に対する謝礼の額 調査等1日当たり 9,000円
- 2 調査員に対する旅費の額 大津市職員等の旅費に関する条例(昭和32年条例第31号)の規定に基づき職員に支給される旅費の算定方法に準じて算定した額

